

第10回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

Aiロボティクス株式会社

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日			2023年7月28日	
新 株 予 約 権 の 数			606個	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	25個
			目的となる株式の数	250,000株
	社 外 取 締 役	保有者数	1名	
		社 外 取 締 役	新株予約権の数	—
			目的となる株式の数	—
			保有者数	—
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		新株予約権の数	—
			目的となる株式の数	—
			保有者数	—
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 6,060,000株	
新 株 予 約 権 の 払 込 価 格			払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額			1株当たり 13円	
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間			自2025年8月1日 至2033年7月28日	
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件			(注) 2	

(注) 1. 2024年6月14日付で行った1株を2,000分割とする株式分割及び2025年10月1日付で行った1株を5分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた場合は、権利行使時においても、いずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はで

きないものとする。

- ③ 割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定又は決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

			第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日			2025年3月26日	
新 株 予 約 権 の 数			1,785個	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	750個
			目的となる株式の数	375,000株
		保有者数	3名	
		社 外 取 締 役	新株予約権の数	—
			目的となる株式の数	—
			保有者数	—
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		新株予約権の数	—
			目的となる株式の数	—
			保有者数	—
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 892,500株	
新 株 予 約 権 の 払 込 価 格			1個当たり 100円	
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額			1株当たり 903円	
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間			自2025年4月10日 至2035年4月9日	
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件			(注) 2	

(注) 1. 2025年10月1日付で行った1株を5分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,950千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,950

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

当社は、経営の効率化を進めると同時に、業務の適正を強固に確保するための体制を整え、コンプライアンス意識を高めることが長期的な企業価値向上には不可欠であるとの考えをもとに、2023年12月28日開催の取締役会にて、2021年1月12日に定めた「内部統制システムに関する基本方針」を改定する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 法令、定款及び会社規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス規程を定めるとともに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して周知徹底を図る。

(b) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実施を調査し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(c) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督する。

b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、当社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役社長に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

d 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を原則月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその

責任並びに執行手続きの詳細について定める。

- e 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を配置する。

- f 監査等委員の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- g 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及び監査等委員に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は重要な意思決定のプロセスや取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査等委員から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- h 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。その他、監査等委員は、内部監査部門との連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

- i 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 上記体制に関する運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- a 内部統制システムについて

当社の内部統制システム全般については、監査等委員及び内部監査担当者が連携して、整

備・運用状況をモニタリングしており、事業の変化に合わせて適宜改善、更新を重ねております。

b リスク・コンプライアンスについて

当社のリスク管理とコンプライアンス意識の向上のため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、内部監査担当からなるリスク・コンプライアンス委員会を定期的で開催しております。事業リスクの状況共有は当該リスク・コンプライアンス委員会で適宜行っております。またコンプライアンス意識の向上のため、社内研修を定期的実施しております。

c 監査の状況について

内部監査については、独立した立場の内部監査担当者により、期初に策定した内部監査計画に基づく内部監査のみならず、積極的に臨時監査を実施し業務の適正性を確認し代表取締役社長に報告しております。監査等委員会は、監査方針、監査計画及び業務分担等を定め、取締役会への出席、取締役及び使用人等からの報告聴取、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行について監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換及び意見交換を行うなど、相互連携を図り、監査の実効性向上に努めております。

株主資本等変動計算書
(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	815,431	812,431	812,431	1,681,820	1,681,820	△35	3,309,647
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				2,654,824	2,654,824		2,654,824
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	42,480	42,480	42,480				84,960
自 己 株 式 の 取 得						△115	△115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	42,480	42,480	42,480	2,654,824	2,654,824	△115	2,739,669
当 期 末 残 高	857,911	854,911	854,911	4,336,645	4,336,645	△150	6,049,316

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	330	3,309,977
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		2,654,824
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	△330	84,630
自 己 株 式 の 取 得		△115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	213	213
当 期 変 動 額 合 計	△116	2,739,552
当 期 末 残 高	213	6,049,530

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定額法、工具、器具及び備品、車両運搬具については定率法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	2年～10年
車両運搬具	2～6年

(2) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の行うD2Cブランド事業では、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っており、顧客に引き渡した時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

EC販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるた

め、商品の出荷時点で収益を認識しております。

卸販売については、顧客からの注文に基づき、顧客に商品を引き渡し、顧客が商品の検収を行った時点で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

・商品 4,115,999千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しており、正味売却価額が帳簿価額よりも低下している時には、帳簿価額を正味売却価額まで切下げております。当社は、棚卸資産の滞留の実績や需要予測の変化に応じて、滞留在庫や営業循環過程から外れた過剰在庫の識別を総合的に勘案して判断しております。なお、市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合、保有期間が長期にわたる棚卸資産の今後の使用状況や廃棄処分の状況に変化が生じた場合、営業循環から外れた過剰在庫の処分見込みや使用見込みに変化が生じた場合には、棚卸資産評価損が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

・繰延税金資産（純額） 52,183千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は将来減算一時差異に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りを実施し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

当社は過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得

が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定には売上高の成長率が含まれております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や人員計画等の仮定は、事業環境等に影響を受けるため不確実性を伴います。会社業績へ重要な影響を与える事象がないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 105,148千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額779千円が含まれております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 64,900,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 124株
3. 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,367,500株

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金及び銀行借入又は社債で賄っております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰計画を作成、更新する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	237,536	158,793	△78,742
資産計	237,536	158,793	△78,742
社債(※2)	280,000	278,603	△1,396
長期借入金(※3)	4,234,373	4,203,960	△30,412
負債計	4,514,373	4,482,564	△31,808

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」 「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,987,201	－	－	－
売掛金	7,334,408	－	－	－
未収消費税等	140,135	－	－	－
敷金及び保証金	528	15,981	－	221,027
合計	11,462,272	15,981	－	221,027

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	280,000	－	－	－	－	－
長期借入金	965,844	1,021,289	774,874	625,244	391,962	455,160
合計	1,245,844	1,021,289	774,874	625,244	391,962	455,160

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	158,793	—	158,793
資産計	—	158,793	—	158,793
社債	—	278,603	—	278,603
長期借入金	—	4,203,960	—	4,203,960
負債計	—	4,482,564	—	4,482,564

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、約定期間に基づく返済額を国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債

社債は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	43,386千円
減価償却費	2,637千円
返金負債	2,248千円
その他	3,911千円
繰延税金資産小計	52,183千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－千円
評価性引当額小計	－千円
繰延税金資産合計	52,183千円

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	D2Cブランド事業
自社EC販売	14,209,733
他社EC販売	5,179,466
卸販売	9,969,838
外部顧客への売上高	29,359,038

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,205,126	7,334,408
返金負債	4,164	7,341

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社では、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分し

た取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 93円21銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 43円43銭 |

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、株式会社B J Cの全株式を取得し、子会社とすることについて決議し、2026年3月30日付で株式譲渡契約を締結し、2026年4月1日付で全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社B J C

事業の内容：化粧品の卸売販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社では、既存事業のオーガニックでの成長に加えて、連続的なM&Aを通じて更なる企業価値向上をめざしております。

対象会社は、「soaddicted」や「SPICARE」をはじめとする主力ブランドにて、まつ毛美容液やファンデーションにおけるカテゴリーリーダーポジションを獲得しております。また、参入障壁の高いプロフェッショナルチャネル向けの代理店を通じた高価格帯商品の販売を通じて、高い収益を実現しております。

本株式取得の実施により、双方の人的資源や商品開発力、販売ネットワークといったリソースを相互に補完することで、販売チャネル及び展開市場の拡大を通じた既存商品の販売力強化、確固たるブランド力の確立、マーケティングにおいてこれまでに蓄積した顧客データの一層の活用及び更なるデータの蓄積等、多方面にわたるアプローチが可能になり、美容関連市場における成長機会を確実なものとし、企業価値の更なる向上に資すると判断し、本株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2026年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

- (5) 企業結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。
2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | | |
|-------|----|------------|----|
| 取得の対価 | 現金 | 25,550,122 | 千円 |
| 取得原価 | | 25,550,122 | |
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 245,436 千円
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

X. その他の注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	131,871
1年超	54,946
合計	186,817